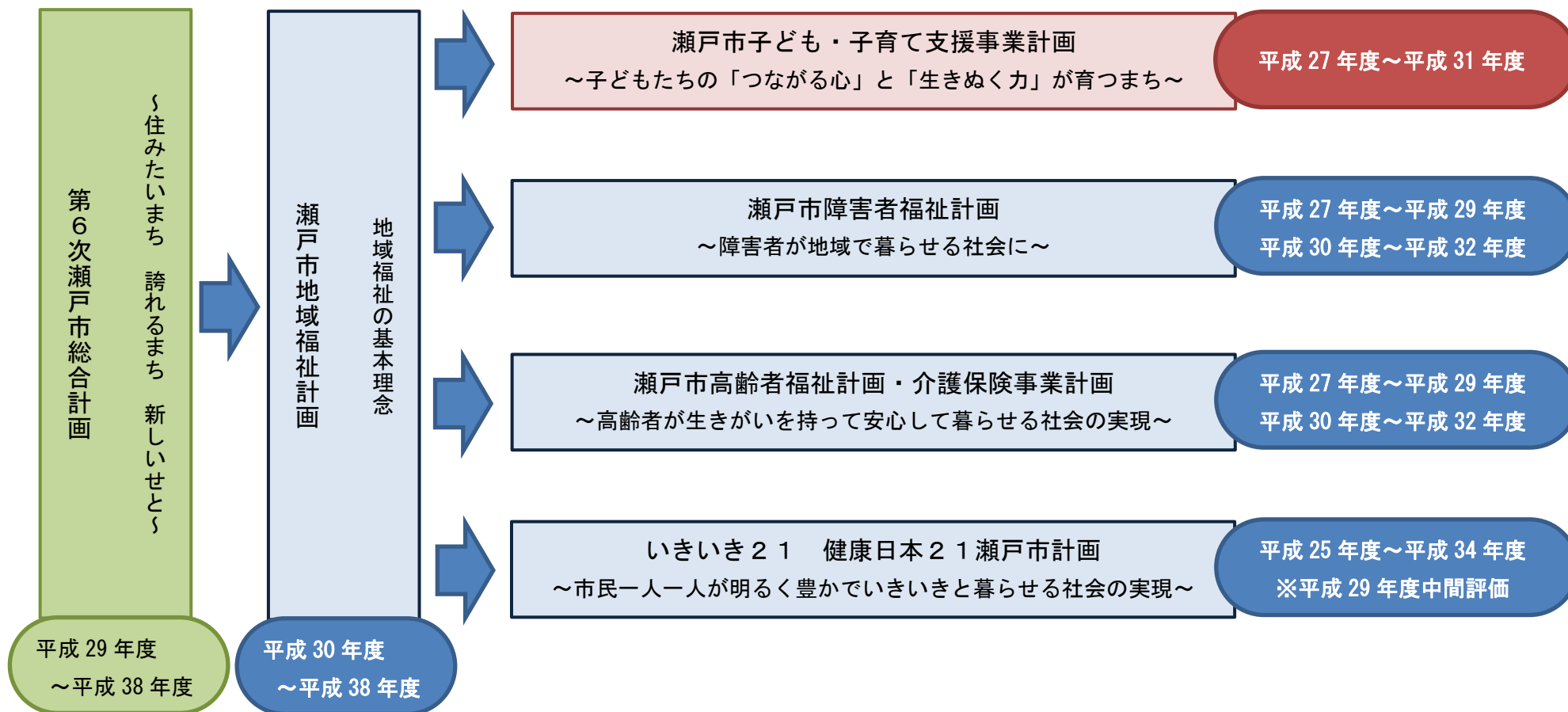


■第6次瀬戸市総合計画について

○計画の位置付け（福祉計画 抜粋）



1 第6次瀬戸市総合計画 開始を受けて(平成29年度～平成38年度)

～現行計画と総合計画その他市の計画との関連性の明確化～

課題①現行計画に総合計画を始めとした市の計画との関連性の記載がない。

⇒計画の位置付けを明確に示す。

⇒総合計画に示された施策の体系に記載された内容に基づく事業は、子ども・子育て支援事業計画の具体的な取り組み(子育て支援メニュー)として記載されている。その事を明記する。

課題②現行計画と中期的な視点からの施策の実施計画である「中期事業計画」で重点事業とされた事業との関連性の記載がない。

⇒重点事業である「子育て支援のためのワンストップサービスの実現(※)」と「保育所の受け入れ拡大による保育サービスの充実」を、現行計画においても重点的に取り組む事業として明記する。

※子育て支援のためのワンストップサービスの実現

→子育て総合支援センター機能の拡充

2 昨今の子どもに関する法律の改正を受けて

～子ども・子育て支援法の枠を超え、児童福祉・母子保健も包括した計画への転換～

課題：子どもの権利条約を踏まえた児童福祉法改正、母子保健法改正への対応

→子どもの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)

・現行計画は、子ども・子育て支援法に基づき策定されていることから、子どもに関する法律の改正や子どもの貧困等、昨今の子どもを取り巻く状況を反映しきれていない。

・本市には、現行計画以外の子どもに関する計画が存在しない。

⇒次期計画では第6次瀬戸市総合計画のほか、児童福祉・母子保健、その他子どもに関する法令等をすべて包括した子どものための計画への転換を図る。

⇒次期計画の前段として、今回の中間振り返りの中で転換を図っていく事について、市の考え方を明記する。

3 現行計画の課題の明記

～15歳から18歳に対する支援メニューの検討～

課題：高校生世代に対する支援メニューが少ない。

ひきこもり、就労支援、相談支援、自殺対策 等

⇒課題を整理し、次期計画で支援メニューを検討していくことを明記。

4 計画の評価、次期計画策定に向けた体制の転換

～子ども・子育て会議の権能追加(児童福祉審議会としての位置付け)～

次期計画を策定していくための体制として、子ども・子育て会議の体制を強化する。

上記に記載した事を基本とした中間振り返りを現行計画の中に新たに章立てして盛り込み、次期計画策定に向けた最初のステップとする。

平成30年度以降の瀬戸市子ども・子育て会議について

第6次瀬戸市総合計画に掲げる政策実現のため、また、昨今の児童福祉法・母子保健法の改正に対応するため、子ども・子育て会議に児童福祉に関する調査審議の権能を追加し、本市における児童福祉、母子保健及び子ども子育て分野に関する最上位諮問機関と位置付ける。

調査審議事項の分野が増えることに伴い、子ども・子育て会議の委員に新たに児童福祉及び医療に関する委員を加え、保育、相談等、各分野を専門的に検討するため部会を設置し、専門分野の施策推進に関し必要な調査・審議を行うとともに、必要に応じ、臨時委員も置くことも可能とする。

また、庁内においては、市の各部の児童福祉、母子保健及び子ども子育てに関する施策を横断的に検討するための「検討会議」を設置する。この「検討会議」は、子ども・子育て会議と庁議、更には第6次瀬戸市総合計画その他の市の計画との調和についても留意する役割も持つ。

平成30年度以降は、上記の体制で現行計画の評価及び第2期の子ども・子育て支援事業計画の策定を進めていく。

瀬戸市子ども・子育て会議

【設置に関する根拠】

「子ども・子育て支援法（第77条）」**「児童福祉法第8条第3項」**

「瀬戸市子ども・子育て会議条例の改正」

「瀬戸市子ども・子育て会議規則の改正」

→新たに児童福祉法に基づく「児童福祉審議会」としての権能を追加する。

→児童福祉審議会の機能追加に伴い、条例・規則を改正する。

【主な審議事項】

○瀬戸市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更等に関すること。

⇒「瀬戸市子ども・子育て支援事業計画」の内容等に関して審議します。また、実情に応じて、計画内容の変更を審議します。

○子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査・審議すること。

⇒「瀬戸市子ども・子育て支援事業計画」の推進状況について、調査・審議します。

○教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員に関すること。

⇒施設の規定やニーズに応じて、それぞれの施設の利用定員を設定します。

○家庭的保育事業等の認可に関すること。

⇒市が家庭的保育事業等の認可をしようとするとき、市長が意見を聞きます。

○児童及び妊産婦の福祉、母子保健に関する事項について調査・審議すること。

⇒市長からの諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができます。

子ども・子育て会議体制図

